

職員各位

社会福祉法人 三重県厚生事業団 理事長
(公印省略)

令和4年度福祉・介護職員処遇改善加算による処遇改善計画について（通知）

令和4年度福祉・介護職員処遇改善加算届出を行うにあたり、福祉・介護職員の処遇改善内容について、以下のとおり通知します。

福祉・介護職員処遇改善計画書

(1) 賃金改善計画について

(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

①算定する加算の区分 福祉・介護職員処遇改善加算 I

②福祉・介護職員処遇改善加算算定対象月 令和4年4月～令和5年3月

③令和3年度福祉・介護職員処遇改善加算の見込額 70,063,776 円

④賃金改善の見込額 (i - ii) 97,168,971 円 (特定処遇改善加算分含む)

i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額) 497,709,262 円

ii) 加算を算定しない場合(元々の賃金水準)の賃金の総額 (見込額) 400,540,291 円

賃金改善の方法について

⑤賃金改善実施期間 令和4年4月～令和5年3月

⑥賃金改善を行う賃金項目 基本給、賞与、夜間勤務手当

⑦賃金改善を行う方法 「専任職・専門員の基本給増」の維持、「非常勤職員時間額増」の維持、「3月賞与支給」「夜間勤務手当増額」の維持

(2) キャリアパス要件について

要件Ⅰ①職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。

②職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。

③就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての福祉・介護職員に周知している。

要件Ⅱ①福祉・介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標

・職員の資質向上を図ることを目標に、法人及び施設毎に研修の機会を提供。自己評価及び面接を踏まえた人事考課の実施。

②資格取得のための支援

・公的資格取得にかかる支援要領に沿った支援の実施。公的資格取得奨励金支給要領に沿った奨励金の支給。

要件Ⅲ①経験に応じて昇給する仕組み

(3) 職場環境要件について

・法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

・エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入

・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

・支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

以上